

第 5 回 門真市上下水道事業経営審議会

上下水道料金の改定について

令和 2 年 2 月 12 日

目次

上下水道料金の改定額について	1
下水道使用料の改定について	3
水道料金の改定について	9

水道料金及び下水道使用料は、議会の議決を経て改定されます。

また、本資料の数値等は「門真市上下水道事業経営審議会」における事務局の案となっています。

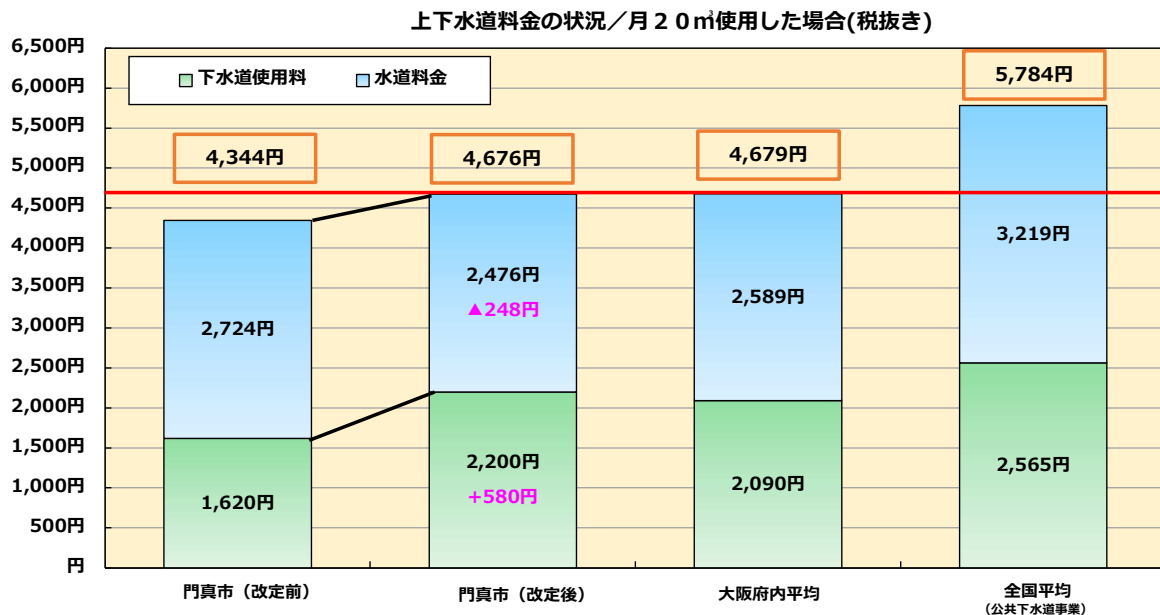
上下水道料金の改定額について

● 水道料金

水道料金の見直し後は、月 20 m³使用した場合、2,476 円となり、現行と比べ 248 円の減額となります。また、現行では大阪府内の平均を上回っていますが、見直し後は 113 円安くなります。

● 下水道使用料

下水道使用料の改定後は、月 20 m³使用した場合、2,200 円となり、現行と比べ 580 円の増額となります。また、現行では大阪府内の平均を下回っていますが、改定後は 110 円高くなります。



改定後の上下水道料金の合計は大阪府内平均と同程度になります。

使用者の例	平均使用水量 (H28 東京都調査)	現行	改定後	現行差
単身世帯	8 m ³	1,654 円	1,806 円	+152 円
2人世帯	16 m ³	3,268 円	3,528 円	+260 円
3人世帯	20 m ³	4,344 円	4,676 円	+332 円

※1ヶ月あたりの上下水道料金(税抜)

料金改定に関する Q&A

● 水道事業

Q なぜ今回、水道料金を値下げするのですか？人口も減っている中、水道管の更新にお金がたくさん必要だと聞きますが、値下げしても大丈夫ですか？

A 今回の水道料金の値下げは、本市が策定している水道事業ビジョンにて予想していた経営状況が当初の計画値より改善しているため、その分を皆様に還元するものです。そのため、今回の水道料金の値下げにより、今後の施設の耐震化や老朽化対策に支障がでる恐れはありません。

Q 今回値下げされた水道料金がずっと続くのですか？

A 今回の水道料金水準の見直し期間は、あくまでも水道事業ビジョン計画期間である令和 8（2026）年度までの期間となります。したがって、令和 9（2027）年度以降の水道料金水準については、その時点での状況も踏まえ、改めて見直すこととなります。

Q 見直し後の水道料金は、大阪府内の他の自治体と比べて高いですか？安いですか？

A 現行の水道料金水準は、大阪府内平均よりも高いですが見直し後は安くなります。

● 下水道事業

Q なぜ今回、下水道使用料を値上げするのですか？

A これまでは経費削減等の取組により、収支均衡した状態で事業を運営してきておりましたが、平成 26（2014）年度から加速的な下水道整備を行いました結果、現在の下水道使用料水準が適正な水準になっておりません。今後も、安心・安全な下水道サービスを提供、継続していくためには、下水道使用料の値上げが必要と判断しました。

Q 下水道使用料の値上げによって何か効果はありますか？

A 現在、本市では、下水道による事故（道路陥没等）は発生しておらず、安心・安全な下水道を維持することができています。今回、下水道使用料を値上げすることで、老朽化した施設を計画的に改築・更新していく「門真市公共下水道ストックマネジメント計画」や大規模地震に備えるための「門真市下水道総合地震対策計画」等の事業を確実に実施することができ、今後も、大きな事故を起こすことのない安心・安全な下水道サービスを継続して提供することが可能となります。

Q 値上げ後の下水道使用料は、大阪府内の他の自治体と比べて高いですか？安いですか？

A 値上げ後の下水道使用料水準は、大阪府内平均よりもやや高くなりますが、他の自治体においても、将来的な人口減少や施設の老朽化等の対策をしていく必要があるため、全体的な下水道使用料水準は上がっていくことが考えられます。

下水道使用料の改定について

1. 本市下水道事業の現状と課題

- 下水道施設の耐震化が必要

地震発生時においても、市民の皆様の安全や生活環境の確保を目指すため、下水道施設の耐震化が必要です。

- 下水道施設の計画的な維持管理が必要

下水道施設の老朽化に伴う道路陥没等の事故を未然に防ぎ、市民の皆様に安心・安全な下水道サービスを提供するために適切な維持管理が必要です。

<地震による被害の事例>



出典：仙台市

<適切な維持管理を行わない場合に想定される事故等の事例>

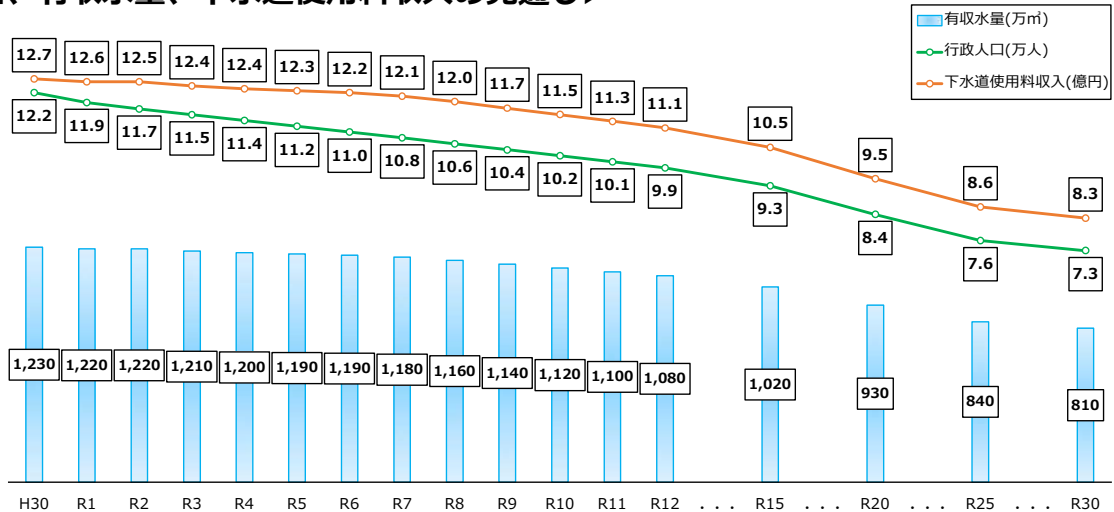


出典：国土交通省

- 人口減少に伴い下水道使用料収入は減少

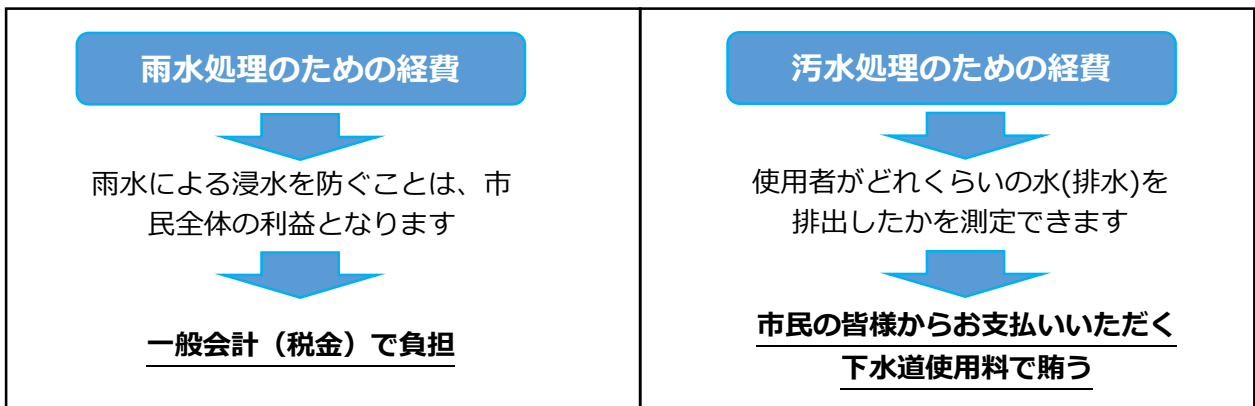
人口減少の影響により、有収水量（下水道使用料の対象となる水量）も減少し、その傾向にあわせて下水道使用料収入も減少していくと予想されます。

<人口、有収水量、下水道使用料収入の見通し>



2. 本市下水道事業の経営の特徴

<下水道の費用負担の仕組み>



<建設改良時の財源>

下水道事業の建設改良における主な財源は、「国費（国からもらえるお金）」と「企業債（借金）」の2種類に分けられます。

下水道施設の整備には莫大なお金が必要となり、また、下水道事業は先行投資により施設を整備するため、企業債（借金）を財源として整備することとなります。

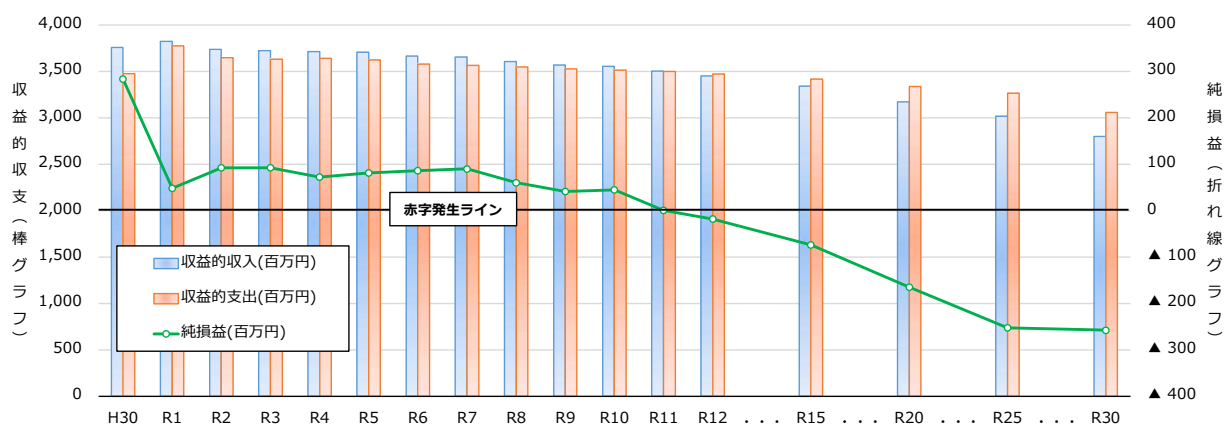
企業債（借金）は、整備した下水道施設により得た収益（下水道使用料収入）等によって償還していくこととなります。

※近年、気候変動の影響等により、ゲリラ豪雨などの浸水被害が各地で多発していますが、本市下水道事業では、下水道整備により浸水対策を行っており、浸水対策に係る費用は一般会計（税金）で賄われます。

3. 本市下水道事業の経営状況の見通し

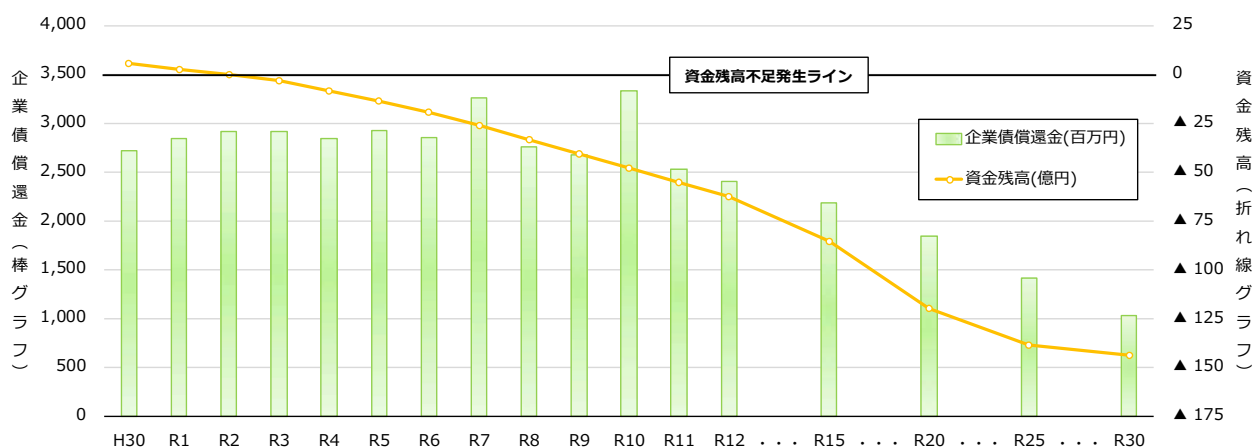
- 純損益の減少

今後、10年程度は黒字の維持が可能となっていますが、令和12(2030)年度以降から赤字が発生する見通しとなっています。



- 資金残高の不足

これまで多額の企業債(借金)により下水道整備を行ってきました。今後、その返済のための資金が必要となります。したがって、黒字が発生していても資金残高不足になり、将来的な耐震対策や維持管理に充てる資金が不足し、市民の皆様へ安心・安全な下水道サービスを提供できなくなる恐れがあります。

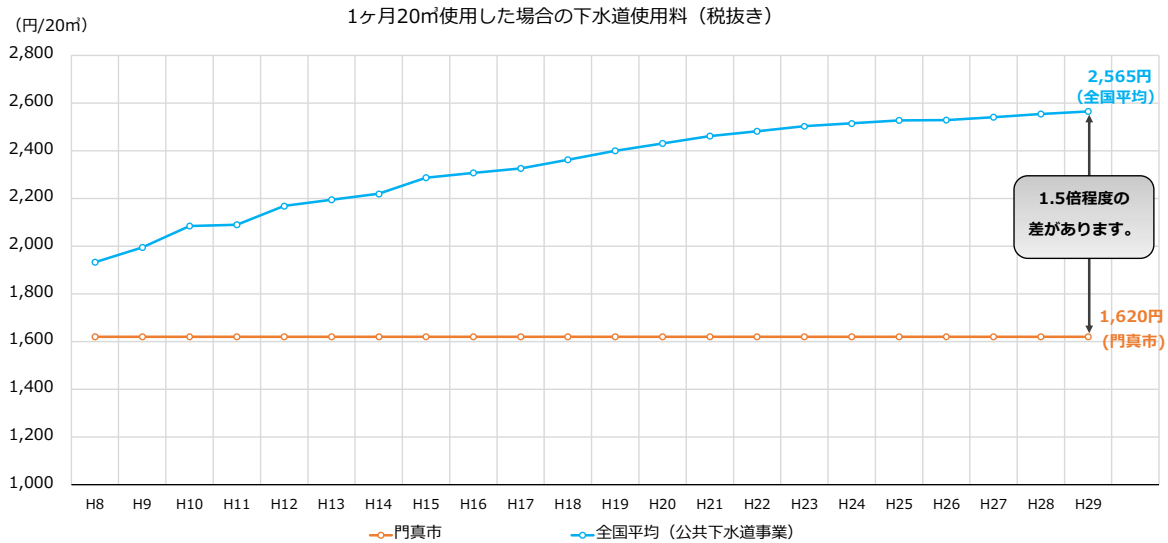


4. 下水道使用料の改定について

下水道使用料の改定理由

- 平成7（1995）年に改定を行って以来、現在の使用料体系を維持

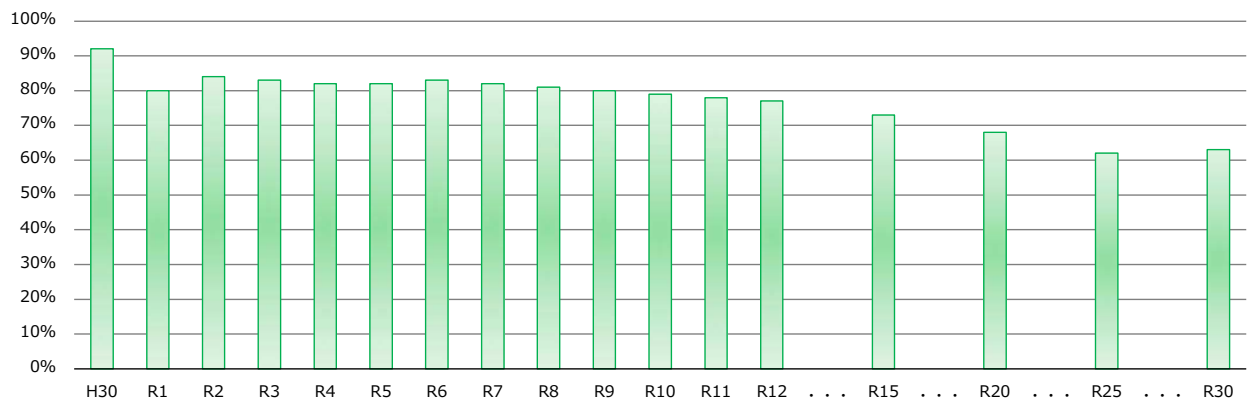
門真市の下水道使用料水準は、全国的に見ても低く、全国の平均値と比較しても約 1.5 倍程度の差があります。



- 経費回収率の低下

平成30（2018）年度決算において、汚水処理に係る費用のうち下水道使用料で賄えている割合は約90%であり、汚水処理費用の全額を賄いきれていません。また、現状の下水道使用料水準のまま事業を続けた場合、30年後の令和31（2049）年度には60%程度しか賄うことができなくなります。

経費回収率の見通し



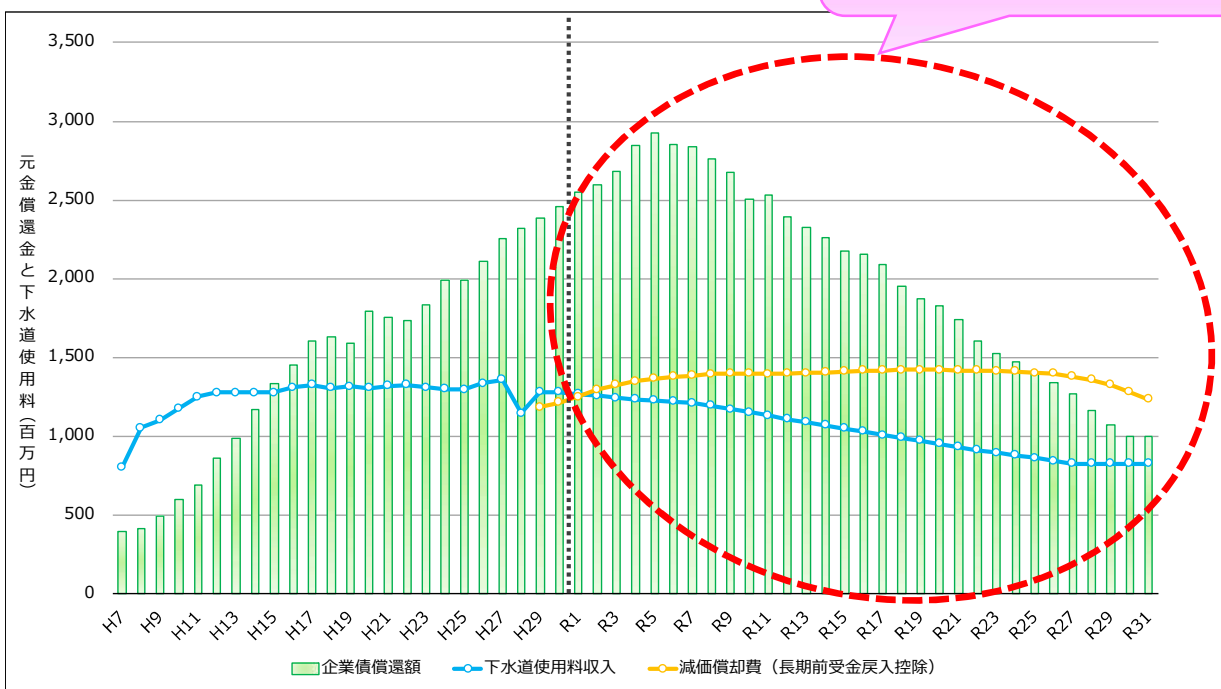
- 加速的な下水道整備に伴う事業費の増加

平成 26 (2014) 年度から加速的な下水道整備を行った結果、減価償却費が増加傾向になっています。

これまでは経費の削減に努め、現在の下水道使用料水準でも事業を運営できていましたが、この加速的整備に伴い増加する減価償却費に見合った下水道使用料水準になっていません。

今後の事業の持続性を確保し、安心・安全な下水道サービスを提供していくためには、減価償却費見合い分に将来の設備強化や資金手当ての観点から必要となる金額を加えた下水道使用料水準が必要となります。

整備状況に見合った下水道使用料水準になっていない。



これからも安心・安全な下水道サービスを提供していくためには、下水道使用料の改定が必要です。

皆様のご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

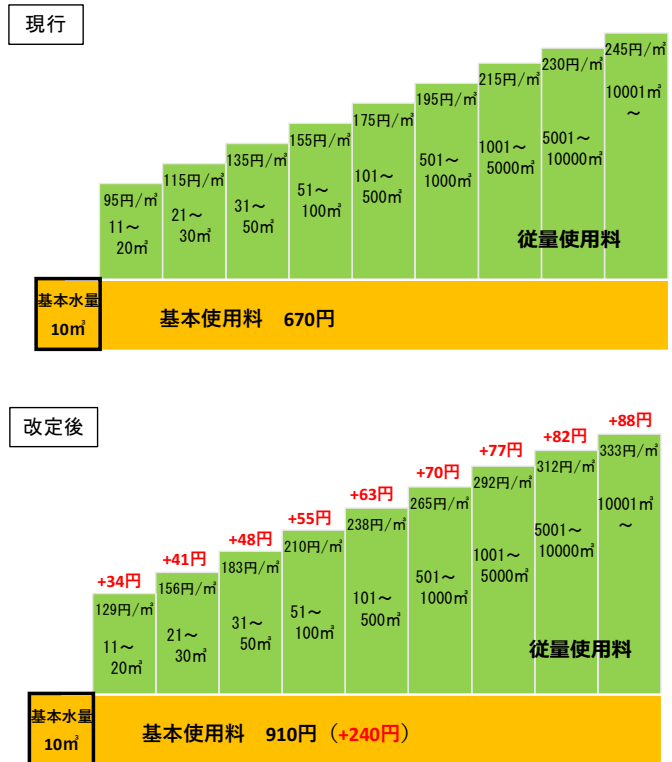
改定後の下水道使用料

下水道使用料の改定内容は以下に示すとおりです。

今回の改定におきましては、市民の皆様に対して平等に負担していただくため、現行の使用料体系に一律の改定率を乗じた改定としました。

<改定内容>

- 基本水量
⇒変更なし
- 基本使用料
670円/月から910円/月への改定。
- 従量使用料
⇒現行の単価に一律の改定率を乗じた改定としました。



使用者の例	平均使用水量 (H28 東京都調査)	現行	改定後	現行差
単身世帯	8 m³	670円	910円	+240円
2人世帯	16 m³	1,240円	1,684円	+444円
3人世帯	20 m³	1,670円	2,200円	+530円

※1ヶ月あたりの下水道使用料(税抜)

本市においても少子高齢化や単身者世帯の増加など、少量使用者の割合が大きくなる傾向にあることから、基本水量の変更などを、今後の課題として検討します。

水道料金の改定について

水道料金の改定理由

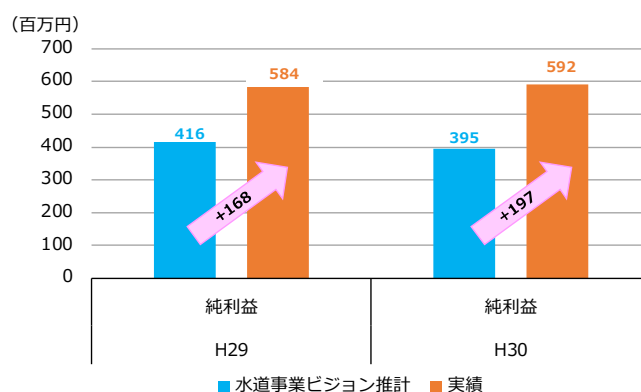
本市水道事業は、平成 28（2016）年度に策定した「門真市水道事業ビジョン」（以下「ビジョン」とします。）に基づき、施設の耐震化等を計画的に進めています。

現在、ビジョンで計画していたよりも多くの利益や資金を確保している状況であり、ビジョン計画期間（平成 29（2017）年度～令和 8（2026）年度）における水道料金の適正化を図るため、水道料金の見直しを行います。

また、ビジョン計画期間後（令和 9（2027）年度）以降の水道料金水準については、ビジョンに掲げる「水道料金体系の最適化に関する検討」の結果も踏まえ、改めて見直しを行います。

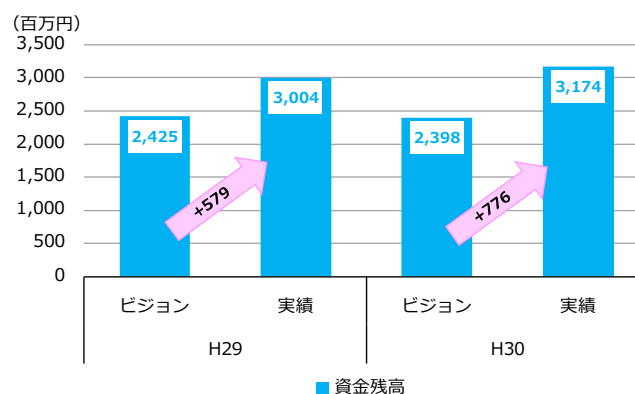
● 純利益の増加

人件費等の経費の削減の影響もあり、平成 30（2018）年度決算における純利益はビジョン計画値よりも 197 百万円程度増加しています。



● 資金残高の増加

下水道工事に伴う移設依頼工事の増加により管路工事費に対する工事負担金収入が増加している傾向があり、平成 30（2018）年度末の資金残高は、ビジョン計画値よりも 776 百万円程度増加しています。



水道料金の見直し額

今回の水道料金の見直しは、平成 28（2016）年度から令和元（2019）年度における純利益の増加見込額（719 百万円）と直近の動向を踏まえた収支算定条件の見直し額（495 百万円）の計 1,214 百万円の見直しとします。

改定後の水道料金

水道料金の改定内容は以下に示すとおりです。

今回の改定におきましては、市民の皆様に対して平等に負担軽減を図るため、現行の料金体系に一律の改定率を乗じた改定としました。

<改定内容>

- 基本水量
⇒変更なし
- 基本料金
984 円/月から 896 円/月への改定
としました。
- 従量使用料
⇒現行の単価から一律の改定率を
乗じた改定としました。



使用者の例	平均使用水量 (H28 東京都調査)	現行	改定後	現行差
単身世帯	8 m³	984 円	896 円	▲88 円
2人世帯	16 m³	2,028 円	1,844 円	▲184 円
3人世帯	20 m³	2,724 円	2,476 円	▲248 円

※1 ヶ月あたりの水道料金 (税抜)

本市においても少子高齢化や単身者世帯の増加など、少量使用者の割合が大きくなる傾向にあることから、基本水量の変更などを、今後の課題として検討します。